

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 6 6 7 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第667回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和3年4月20日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和3年4月20日（火） 午後3時～3時30分

・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13番 久野 一弘

副会長 12番 深谷 勝義

委 員 1番 近藤 武

2番 服部 啓子

3番 濱島 守

4番 本田 貴士

5番 鈴木 広子

6番 竹内 敬三

7番 相羽 誠二

8番 深谷 英一

9番 神谷 登

10番 成田 正彦

11番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14番 浅田 勲

15番 大嶋 英二

16番 加古 俊治

17番 鈴置 省悟

18番 深谷 幸子

19番 山口 茂樹

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 6 7 回）

令和 3 年 4 月 2 0 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	1
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	2
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	3
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	4
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の 3 の規定による通知について	5
6	報告 5	使用貸借契約の解約通知について	6
7	報告 6	農地改良届出について	7
8	議案 1	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	8
9	議案 2	農地法第 4 条第 1 項第 9 号に該当する旨の確認に係る届出について	9
1 0	議案 3	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について	1 0
1 1	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	1 1

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸
事務局 増田 貴行
事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第667回総会を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

(伴則幸 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員13名中、12名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。なお、2番・服部委員から、欠席の連絡をいただいております。

(久野一弘 議長)

議事日程の1番、会議書記の指名を行ないます。本日の会議書記には農業委員会事務局の増田 貴行氏と松下景美氏を指名いたします。それでは、議事に入ります。まず報告事項を、事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』、報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』、報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』、報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』、報告第5号『現況証明願について』、報告第6号『農地改良届出について』、報告第7号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消願書について』、併せて、ご説明いたします。

報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』であります。市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書1ページの1件です。畑2筆、転用面積は、31㎡です。転用目的は、住宅です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』であります。市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書2ページから3ページの計7件です。畑8筆、転用面積は、2,258.46㎡です。転用目的は、住宅、共同住宅及び駐車場です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』であります。農地を相続により取得した場合に届出いただくもので、議案書4ページの計2件、9筆、6,700㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』であります。農地又は採草放牧地の賃貸借の合意による解約通知で、議案書の5ページの計3件、5筆、5,157㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第5号『現況証明願について』であります。20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書6ページの1件、1筆、175㎡の願出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第6号『農地改良届出について』であります。農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書の7ページの計2件、8,036㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届け出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第7号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消願書について』であります。市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用

届出の取消し願いで、議案書 8 ページの 1 件です。取消し事由は、譲渡人の変更によるものです。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から第 7 号について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

質問、意見等がないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

次に、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』 6 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』であります、農地を農地として権利設定、移転を行うものであり、議案書 9 ページから 10 ページの大府市農業委員会の許可案件の計 6 件、畑 5 筆、田 3 筆、5,810 m²です。経営規模の拡大及び世帯内贈与目的の申請です。議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1 番の案件について、はい、相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2 番、3 番及び 4 番の案件について、はい、鈴置委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2 番、3 番及び 4 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5 番の案件について、はい、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

5 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6 番の案件について、はい、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

6 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』4 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』ですが、市街化調整区域内の権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書の 11 ページから 12 ページの愛知県知事の許可案件、計 4 件です。

1 番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第 2 種農地と判断されます。協議会で担当地区委員さんからの説明を踏まえて、許可見込ありと考えられます。

2 番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものでございます。農地区分は、1 番の案件と同様、第 2 種農地と判断されます。協議会で担当地区委員さんからの説明を踏まえて、許可見込ありと考えられます。

3 番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、概ね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農

地と判断されます。協議会で担当地区委員さんからの説明を踏まえて、許可見込ありと考えられます。

4 番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものでございます。農地区区分は、3 番の案件と同様、第 1 種農地と判断されます。協議会で担当地区委員さんからの説明を踏まえて、許可見込ありと考えられます。なお、1 番及び 3 番の案件は、昨年 12 月総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1 番の案件について、はい、神谷委員どうぞ。

(神谷登 委員)

1 番の申請地の農地区区分は、第 2 種農地ですが、雨水は、道路側溝へ排水されることから、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2 番の案件について、はい、濱島委員どうぞ。

(濱島守 委員)

2 番の申請地の農地区区分は、第 2 種農地ですが、雨水は、道路側溝へ排水されることから、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3 番の案件について、はい、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

3 番の申請地の農地区区分は、第 1 種農地ですが、雨水は砕石舗装による自然浸透及び道路側溝へ排水されることから、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、はい、浅田委員どうぞ。

(浅田勲 委員)

4番の申請地の農地区分は、第1種農地であり、雨水は隣地との境界へ小堤を設置し、自然浸透により排水されることから、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第2号を採決します。本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、議案第3号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』3件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第3号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』であります。生産緑地法第10条に基づき、農家の主たる従事者が死亡または、農業に従事することが不可能とされる故障を有することとなった場合、市長に買い取りを申し出ることができることとなっています。その際に必要な証明で、議案書13ページの計3件の申請がありました。本案件は、主たる従事者の死亡によるものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員よりご意見をいただきたいと思います。1番及び2番の案件について、はい、成田委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

今回の申出については主たる従事者の死亡による買取り申出であり、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、はい、本田委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

今回の申出については主たる従事者の死亡による買取り申出であり、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定します。

次に、議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』17件を上程します。このうち、設定番号6121番は相羽委員が議事参与にあたる議案となります。はじめに、議事参与の制限に該当しない設定番号6122番から6137番の16件について審議します。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』ですが、農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。議案書14ページから17ページの計17件です。このうち、議事参与の制限に該当しない、設定番号6122番から6137番の16件は、新規の借手は、市内の方が4名、市外の方が5名、更新は、市内の方が7名です。いずれの借手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第4号のうち設定番号6122番から6137番を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6122番から6137番は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第4号のうち、設定番号6121番は、相羽委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、退室ください。

(相羽委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち7番・相羽委員の議事参与案件である設定番号6121番について審議します。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

7番・相羽委員の議事参与案件の設定番号6121番は、借手の相羽委員へ利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第4号のうち設定番号6121番を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6121番は、原案のとおり承認することに決定します。相羽委員、入室してください。

(相羽委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』8件を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』ですが、議案書18ページから19ページの8件が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容については、協議会にて農政課職員より説明させていただいたとおり、農用地の周辺部にあたり、必要性、適当性があり、他の土地で代えることが困難と認めております。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1 番の案件について、はい、鈴置委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

1 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 2 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2 番の案件について、はい、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

2 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 1 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3 番の案件について、はい、深谷勝義委員どうぞ。

(深谷勝義 委員)

3 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 3 種農地であり、水道管、ガスパイプが埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で、500m 以内に 2 つ以上の医療施設「もりした整形外科」及び「小林歯科クリニック」があることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、はい、鈴置委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

4番の申出地は、登記・現況地目とも農地以外のため、農地法の許可は要しませんが、農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、はい、濱島委員どうぞ。

(濱島守 委員)

5番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6番の案件について、はい、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

6番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、はい、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

7 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 1 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、8 番の案件について、はい、本田委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

8 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 1 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第 5 号を採決します。本議案に対する意見を市へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 5 号は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

次に、議案第 6 号『大府市農業委員会規程の一部改正について』を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第 6 号『大府市農業委員会規程の一部改正について』ですが、議案書 20 ページです。改正の内容は、第 3 条第 2 項中「第 2 条」を「前条」に改めるとともに、令和 3 年度組織改正により、農業委員会事務局農地農政係の廃止に伴い、「農地農政係」に関連する条文を削除するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第6号を採決します。原案のとおり改正することについて賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第6号は、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号『大府市農業委員会会議規則の一部改正について』を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第7号『大府市農業委員会会議規則の一部改正について』ですが、議案書21ページです。改正の内容は、行政手続の見直しによる農業委員会議事録の署名押印の廃止に伴い、第2項を削除するとともに、第3項に規定する議事録の公表方法について、「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」に改めるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第7号を採決します。原案のとおり改正することについて賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第7号は、承認することに決定いたします。

次に、議案第8号『大府市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正について』を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第 8 号『大府市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正について』であります。議案書 22 ページです。改正の内容は、行政手続の見直しに伴い、農地利用最適化推進委員の「推薦申込書」及び「応募申込書」の様式中、押印欄及び性別欄を削除するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第 8 号を採決します。原案のとおり改正することについて賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 8 号は、承認することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。以上を持ちまして第 667 回総会を閉会します。